

教育サービス規約

本規約は、お客様が、サン・マイクロシステムズ株式会社（以下、サンといいます）の教育製品/サービスの登録または購入をされる場合に適用される条件を定めるものです。サンは教育製品/サービスとは、サンが日本において提供する、最新のSun Website (<http://jp.sun.com/training>、以下「SES Website」といいます）またはサン所定の申込書に掲載されるソフトウェア、マテリアルおよびサービスを総称して指すものとし、以下「教育製品/サービス」といいます。「教育製品/サービス」の仕様およびお客様の義務は、Service Listings (<http://www.sun.com/service/servicelist/jp-jp.html#SES>、以下「Service Listings」といいます）に掲載されるとおりとします。「Service Listings」は、お客様の注文の一部として組み込まれます。お客様が「教育製品/サービス」を注文することにより、またはお客様が「教育製品/サービス」の利益を受けることにより、お客様は、本規約に同意したものとみなされます。

教育製品/サービスごとに固有の条件は第23項以下の特約に定めるとおりとし、特約記載の条件と本規約第1項乃至第22項記載の条件とで齟齬が生じた場合は、特約記載の条件が優先して適用されるものとします。

- 1. 注文条件および優先順位:** すべての注文はサンによる受諾を必要とします。サンは、本規約に矛盾するまたは追加されたお客様の注文条件に拘束されず、矛盾がある場合は本規約が優先するものとします。お客様がサンとの間で「教育製品/サービス」の購入に適用可能な有効な購入契約を締結済みの場合は、かかる締結済みの契約の条件が本規約に優先するものとします。
- 2. 引渡:** お客様の注文は、サンがお客様に対し、(i) 注文を承諾した時点もしくは請求した時点、または (ii) 注文された「教育製品/サービス」をお客様に引き渡した時点で、受諾されたものとみなされます。「教育製品/サービス」は、お客様が受領した時点で、引き渡されたものとみなされます。サンは引渡の遅延から生じるいかなる損害についても責任を負いません。
- 3. 価格および租税:** 「教育製品/サービス」の価格は、納入日時点で有効な「SES Website」またはサン所定の申込書に掲載されるとおりとします（以下かかる価格を「標準価格」といいます）。サンは「標準価格」をいつでも予告無く変更できるものとします。お客様は、「教育製品/サービス」の販売、ライセンス、購入、引渡、保有もしくは使用のために課されるすべての租税を負担するものとします。サンは「教育製品/サービス」をいつでも予告無く変更または提供を取りやめることができるものとします。
- 4. 支払い条件:** 支払いは、銀行振込または有効なクレジットカードにより行われるものとし、個人のお客様の場合は以下第41項または第42項のいずれかの方法で、法人・団体のお客様の場合は以下第43項の方法で支払われるものとします。支払いに係る振込手数料はお客様の負担とします。
 - 4.1. 銀行振込（前入金）:** お客様は、「教育製品/サービス」の名義でサン指定口座に振り込むことにより、「教育製品/サービス」の支払いを行うものとします。また、お客様は、注文に先立ってまたは注文と同時に、かかる振込に関する金融機関発行の証券（振込明細等）の写しをFaxまたは郵便でサンに送付するものとします。お客様の注文受付時においてかかる証券が確認されない場合、注文は撤回されたものとみなされます。
 - 4.2. クレジット・カード:** お客様は、お客様ご本人名義のクレジットカードの種類およびカード番号ならびに有効期限をサンに通知するものとします。ご利用いただけるクレジットカードはサン指定のものに限ります。カード利用審査の結果サンが別途通知する場合は、お客様は第41項の方法に準じて支払いを行うものとします。
 - 4.3. 銀行振込（請求書発行後）:** お客様は、サンからの請求書発行後、当月末締翌月末日まで（または発行日から30日以内）にサン指定口座に振り込むことにより、「教育製品/サービス」の支払いを行うものとします。与信審査の結果サンが別途通知する場合は、お客様は第41項の方法に準じて支払いを行うものとします。
- 5. ソフトウェアのライセンス:** お客様が本規約に基づき提供を受けるすべてのソフトウェアは、「教育製品/サービス」とともに提供される、または「SES Website」に掲載される、製品/サービス条件（適用される補足条項がある場合は当該条項を含み、以下「ライセンス条件」といいます）に従ってライセンスされるものとします。お客様は、「教育製品/サービス」の使用に先だって、「教育製品/サービス」のユーザ（個人のお客様の場合はご本人、法人・団体のお客様の場合はその役員もしくは従業員または職員である個人を指し、以下「受講者」または「受験者」といいます）が「ライセンス条件」に同意することを確認するものとし、以後「教育製品/サービス」の使用につき「ライセンス条件」を遵守し、または遵守させるものとします。
- 6. 再販売の禁止:** お客様が本規約に基づき購入する「教育製品/サービス」は、お客様の内部使用のためにのみ提供されるものとし、再販売は認められません。
- 7. キャンセル・ポリシー:** お客様は、「SES Website」に掲載されるサン所定のキャンセル・ポリシーに従うことを了解するものとします。なお、キャンセルを原因として払い戻しが生じる場合にお客様が第42項により支払った代金については、クレジットカード会社所定の条件に従って返金されます。
- 8. 限定的保証:** サンは、サービスが、かかる業務を実施するにあたり必要とされる注意義務をもって行われることを保証します。上記を除き、明示または黙示を問わずその他のすべての保証は排除されるものとします。
- 9. 核関連施設での使用:** お客様は、「教育製品/サービス」がいかなる核関連施設的设计、建設、稼働または保守における使用も意図していないことを了解するものとします。
- 10. 輸出管理法令の遵守:** お客様に提供される製品、サービスおよび技術データは、米国輸出管理法またはその他の国が定めた通商法（輸出管理法）の対象となる場合があります。お客様は上記の法律を遵守するものとし、必要とな

る輸出、再輸出または輸入に関するすべての許可を取得するものとします。お客様は、かかる製品等を、米国の最新の取引禁止リストに記載された法人・団体もしくは個人、または米国輸出管理法に定める米国の通商禁止国もしくはテロ支援国に輸出または再輸出することはできません。更に、核兵器、ミサイル、科学兵器または生物兵器を製造する最終的のためにかかる製品等を使用し、または提供することはできません。(i) お客様が、米国政府指定国/地域（以下、指定国といいますが）の法人・団体もしくは国民に該当するときは指定国に永住権を有するとき、または (ii) 「受講者」もしくは「受験者」に上記 (i) に該当する個人が含まれるとき、のいずれかに該当する場合、お客様は注文時にその旨を申し出るものとします。

* (2005年9月現在) キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア (イラク、リビア)

11. 知的所有権に関する損害賠償責任

- 11.1.** サンは、お客様を相手取って第三者により訴訟が提起され、かかる訴訟がサンが提供した「教育製品/サービス」がかかる第三者の著作権または米国特許権を直接侵害しているとする申立て（以下「知的所有権訴訟」という）に基づく場合、サンに判断したがつて、かつサンが費用を負担してかかる訴訟を争い、または和解するものとします。サンは、かかる訴訟の最終的判断を下す裁判所が認めた、上記の申立てだけを理由とするすべての損害賠償額および費用について、お客様を補償します。但し、お客様が、(i) 「知的所有権訴訟」の存在を知った後速やかに書面でサンに通知すること、(ii) 「知的所有権訴訟」を応訴し、和解するすべての権限をサンに与えること、(iii) 提供可能なすべての情報および支援をサンに提供すること、(iv) 「知的所有権訴訟」を示談し、または和解しないことを条件とします。
- 11.2.** 「知的所有権訴訟」において「教育製品/サービス」が侵害を構成すると判断され、または「知的所有権訴訟」の対象となる可能性が高いとサンが判断した場合、サンは自らの判断に従って、(i) 侵害を起さないうち、お客様のために「教育製品/サービス」を使用する権利を確保し、または (ii) 「教育製品/サービス」を回収し、その正味簿価もしくはお客様が当初支払った料金から回収時期までに享受した利益を差し引いた額、のいずれかを返還するものとします。
- 11.3.** 前2項の規定にかかわらず、「知的所有権訴訟」が下記に起因する場合、サンは何らの義務も負わないものとします。(i) お客様が「教育製品/サービス」を不適切に使用した場合、(ii) お客様の設計または仕様をサンが遵守した場合、(iii) 「教育製品/サービス」を修正した場合、(iv) 「知的所有権訴訟」がお客様による旧バージョンの使用に起因する場合であって、サンが提供する最新のバージョンを使用していれば当該「知的所有権訴訟」を回避できたと思われる場合。
- 11.4.** 本条は、第三者の知的所有権を侵害していると申立てに関するサンの上記の責任およびお客様の唯一の救済を定めるものとします。
- 12. 責任の制限:** ソフトウェア・ライセンスの違反の場合を除き、かつ適用法で禁止されていない範囲内で、本規約に関連するすべての請求に関する、各当事者の相手方当事者に対する累積的責任の上限は、債務不履行または不法行為を問わず、請求の原因となった「教育製品/サービス」の契約金額を上限とします。いずれの当事者も、本規約に起因または関連して、債務不履行または不法行為等を原因とする間接損害、懲罰的損害、特別損害、付随的損害または結果損害（事業、収入、利益、使用、データその他の経済的利得を含む）に対して、かかる損害が発生する可能性を既に通知され、または合理的に見えなかったとしても、その責任を負わないものとします。本規約に定める救済措置が本質的に目的を達成できなかった場合でも、損害賠償責任は本規約に制限されるものとします。
- 13. 補償:** お客様は、教育コンサルティング・サービスの納入または当該サービスから生じたデータもしくはレポートのお客様による使用を原因として提起されたすべての請求について、サンを補償しかつ責任を免除することに同意するものとします。
- 14. 第三者製品/サービス:** 前各項の定めにかかわらず、「SES Website」においてサン以外のベンダーにより提供される旨が明示された「教育製品/サービス」(以下「第三者製品/サービス」といいます) については、サンは、代金の受領、徴収または払い戻しを除き、お客様への引渡以降一切責任を負わないものとします。
- 15. データプライバシー:** お客様は本規約に基づくお客様による情報の収集および使用に対して適用される全ての関連法規を遵守するものとします。お客様は、お客様の情報または「受講者」もしくは「受験者」の情報をサン（お客様が「第三者製品/サービス」を注文される場合は、サンおよび第三者ベンダーを指します。本項において以下同様）が使用することを承諾し、また、サンに対して「受講者」または「受験者」の情報を提供する場合、「教育製品/サービス」提供のためのサンによる当該情報の使用について、かかる「受講者」または「受験者」の承諾を得るものとします。
- 16. 譲渡および委託:** いずれの当事者も、以下に定める場合を除き、事前に書面で相手方当事者の許可を得ることなく、本規約に基づく権利または義務を第三者に譲渡してはならないものとします。(i) サンは、支払いを受ける権利を譲渡することができるものとします。(ii) サンは、本契約に関連会社に譲渡することができるものとします。なおサンは、本規約に基づく義務を第三者に委託することができるものとします。
- 17. 可分性:** 本規約の条項のいずれかが法令または裁判所により無効と判断された場合においても、かかる無効はその他の条項の効力に影響しないものとします。
- 18. 不可抗力:** 各当事者は、各当事者の合理的支配の及ばない事由または事情に起因する不履行について、かかる当事者が履行のために合理的な努力を尽く

